

# 対抗宗教改革期及び三十年戦争期のドイツにおける 日本宣教情報の受容と解釈

——1580年代～1630年代の《イエズス会日本書翰・年報》《天正遣欧使節記録》  
《慶長遣欧使節記録》の出版とその歴史的背景

蝶野立彦

## (I) 非ヨーロッパ地域での宣教情報の ヨーロッパにおける受容と「俗人た ち」——宣教情報の編集・出版に際 しての「印刷業者」「世俗学識者」の 役割

大航海時代にキリスト教布教のためにアフリカ、南・北アメリカ、アジアに赴いたローマ・カトリック宣教師たちは、夥しい数の書簡や報告書を現地からヨーロッパに向けて書き送った。それらの書簡や報告書に記された《非ヨーロッパ地域での宣教情報》は「同時代のヨーロッパの人々の世界認識」と「それ以降の時代のヨーロッパ諸国の世界進出」の在り様に深甚たる影響を及ぼしたが、そうした宣教情報がヨーロッパの人々の間に広まってゆく過程で決定的に重要な意味を持ったのは、ヨーロッパにもたらされた宣教情報の多くが、教会聖職者や修道会の間で回覧されたばかりでなく、「印刷物」として公に流布され、不特定多数の読者に公開されたことであった。たとえば、イエズス会の創設者フランシスコ・ザビエルが1544年1月15日にインドのコーチンからヨーロッパに書き送った書簡は、翌1545年にはフランス語とドイツ語に翻訳されて相次いで出版され

<sup>(1)</sup>、こうしたイエズス会士による非ヨーロッパ地域からの書簡・報告が1545年から1582年までの間にヨーロッパ各地で70点以上も出版された<sup>(2)</sup>。そして印刷物を介して公開された《非ヨーロッパ地域での宣教情報》は、そうした宣教活動と直接的な関わりを持っていないヨーロッパの様々な社会層の人々の間にも関心を呼び覚まし、「非ヨーロッパ世界」についての多様かつ混沌たるイメージの供給源となると同時に、「ヨーロッパで生じている諸々の事象」と「非ヨーロッパ地域の同時代的な事象」を比較考察するための視座をも提供したのである。

だが、非ヨーロッパ地域からヨーロッパにもたらされた宣教情報が「全てありのままに」一般読者に公開されたわけではなかった。非ヨーロッパ地域に宣教師を派遣したカトリック諸修道会のなかでもとりわけ「宣教情報の伝達と公開」を重視したイエズス会は、16世紀後半に全世界の宣教情報を定期的に収集するためのシステムを確立し、さらにそうした宣教情報の一部をヨーロッパ各地で公刊する仕組みを作り上げたが、宣教情報の公開・出版に際してはそれぞれの地域の管区長ないしイエズス会総長による検閲が義務づけられ、専ら「読者の教化（建徳）に役立つ情報」だ

けが公開の対象となり、「非教化的な情報」や「対立・紛争・非難の契機となりうる情報」は非公開とされた<sup>(3)</sup>。「宣教情報の公開」に際しての「教化」基準に則った「情報の選別」は、近世期の《ローマ・カトリック教会及び諸修道会》と《印刷・出版》との関わりを規定する極めて重要な要因であった。そしてこのような検閲による情報選別の仕組みは、「非ヨーロッパ地域での宣教情報がヨーロッパにおいてどのように受容されるか」を教会聖職者や修道会が方向付け、コントロールするための《調整弁》でもあった。カトリックの聖職者・神学者たちは、そうした仕組みに依拠することによって、非ヨーロッパ地域の動向と無縁なヨーロッパの広範な人々に「アフリカ・アメリカ・アジアでのカトリック宣教の成果」を知らしめ、それらの地域での宣教活動の成果をヨーロッパでの「教化」に役立てようとしたのであった。

しかしながら、非ヨーロッパ地域での宣教情報がヨーロッパにおいて受容されてゆく過程で重要な役割を演じたのは、教会聖職者や修道会だけではなかった。聖職者階層や修道会に属していない一部の「俗人たち」もまた、そうした宣教情報がヨーロッパの人口に膾炙する過程で看過しえない役割を演じた。それは具体的には、カトリック聖職者・神学者や修道会からの依頼に応じるかたちで——そして稀には独自の判断で——「非ヨーロッパ地域での宣教に関する記録・報告・書簡類」の出版を行った「印刷業者」やその編集に携わった「世俗の学識者・知識人」である。彼らは、カトリック教会の検閲と情報選別のシステムの下にありながらも、かならずしも教会聖職者や修道会のスタンスに無条件に自らを同化させることなく、宣教情報を「自らの生活世界」や「それぞれの国家・地域の歴史的状況」に引きつけて再解釈し、彼らなりの聖書解釈に基づきつつ、その宣教

記録に「独自の編集や序文・注」を施して出版を行うことで、読者たちが非ヨーロッパ地域での宣教情報を「ヨーロッパの文脈」と関連付けて読み解くことを可能にした。そうした意味において彼らは、「教会聖職者」と「世俗の読者」とを媒介する存在であると同時に、「非ヨーロッパ世界の動向」と「ヨーロッパ内部の歴史的動向」とを媒介する存在でもあった。従って、カトリック宣教情報の出版に際して、そうした印刷業者や世俗知識人が、「教会による教化」の枠を超えて、それらの宣教情報にどのような解釈を施し、いかなる意味づけを行ったかを分析することは、非ヨーロッパ地域での宣教情報がヨーロッパにおいて具体的にどのように受容され「ヨーロッパ史の文脈」にどのように接合されていったかを跡づけるための重要な糸口となりうるのである。

本稿では、こうした問題設定に基づいて、対抗宗教改革期～三十年戦争期のドイツ<sup>(4)</sup>における「日本宣教に関する記録・報告・書簡の出版」と「その出版の担い手となった印刷業者及び知識人」に光を当て、彼らが日本宣教情報にどのような解釈と意味づけを施し、《同時代のドイツの歴史・社会状況》にそれをどのように接合していったかを考察したい。続く(Ⅱ)では、南ドイツの都市ディリンゲンの印刷業者ヨハン・マイヤーによる1580年代～1590年代の『イエズス会日本書翰・年報』『天正遣欧使節行記』の出版に検討を加え、同時期の南ドイツでの「カトリック書籍印刷」の展開を視野に入れつつ、それらの出版物にマイヤーが付した「序文」の内容を分析することによって、16世紀後半のドイツの「カトリック改革」「対抗宗教改革」の文脈に日本宣教情報がどのように接合されていったかを明らかにする。さらに(Ⅲ)では、神聖ローマ皇帝フェルディナント2世の顧問を務めた宮廷知識人カスパー・ショッペによ

る『日本の教会の状況に関する慶長遣欧使節ルイス・ソテロの教皇宛ての報告』の出版（1634年）に検討を加え、三十年戦争期にプロテスタントから奪還したカトリック教会財産の配分をめぐる一部のイエズス会士と他の諸修道会との間で生じた論争（「修道院論争」）の最中にショッペが『ソテロの報告』を刊行するに至った経緯を跡づけ、さらに同時期のショッペの書簡と『ソテロの報告』の内容を比較分析することで、「三十年戦争期のカトリックの内紛」の文脈に日本宣教情報がどのように継ぎ合わされていったかを明らかにしたい。

## （Ⅱ）カトリック改革と対抗宗教改革の時代のドイツにおける日本宣教情報の受容と解釈

### （1）16世紀ドイツにおけるカトリック書籍印刷業者の境遇とマイヤー印刷所の軌跡

16世紀後半～17世紀初頭のドイツにおける《非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教情報》の出版の記録を辿ってゆくと、出版点数という観点から見て大きなシェアを占めているのは、ディリンゲンの印刷業者ゼバルト・マイヤーとその息子ヨハン・マイヤーの手になる出版物である。こうしたジャンルの出版物のうち、ゼバルト・マイヤーが手がけた最初の出版物は、1563年刊行のラテン語版のイエズス会士の『インド書翰集』<sup>(5)</sup>であるが、『日本宣教情報の出版』を対象を限定すると、1574年にマイヤー印刷所で刊行されたラテン語版のイエズス会宣教記録集（『東方地域でイエズス会によって成し遂げられた事柄の[...]記録』<sup>(6)</sup>）に日本からのイエズス会士の書簡が収録されており、さらに1585年から1607年までの間に少なくとも9点の「日本宣教情報を含む印刷物」（1点がラテン語版、8点がドイツ語版）がヨハン・マ

イヤーによって刊行されている<sup>(7)</sup>。とりわけ1585年～1590年の6年間には、7点の同種の印刷物が相次いでマイヤー印刷所で刊行されており、この時期にマイヤーが「日本宣教情報の出版」に力を注いでいたことが窺える。

マイヤー印刷所で数多くの《非ヨーロッパ地域での宣教記録》が出版された背景を理解するためには、ディリンゲンでのマイヤー印刷所の設立の経緯とこの印刷所が辿った歴史的歩みに目を向けなければならない。マイヤー印刷所の成り立ちは、南ドイツにおける「カトリック改革及び対抗宗教改革の展開」と深く結びついている。

1550年2月、アウクスブルク司教・枢機卿otto・トゥルフゼス・フォン・ヴァルトブルクは、ローマ教皇ユリウス3世の認可に基づいて、司教自身が領邦君主として支配するアウクスブルク司教領の都市ディリンゲンに「神学校（コレギウム）」を創設した。そしてディリンゲンの神学校は、1551年4月に、教皇の勅書によって「大学」へと拡充された<sup>(8)</sup>。ディリンゲン大学の創設の目的は、司教トゥルフゼスが記した1553年の大学規約<sup>(9)</sup>によれば、ドイツのカトリック信徒を苦しめている「深刻な病」を取り除くために「カトリック聖職者階層の改革」に資する新たな聖職者養成機関を創り出すことだった。トゥルフゼスは、当時のドイツにおける《宗教改革の広まり》と《カトリックの衰退》の最大の原因が「カトリック聖職者・修道士の宗教的・知的墮落」とそれに起因する「民衆のカトリックへの不信感の増大」にあると見なしており、トリエント公会議で定められた改革方針に適った「新たな聖職者教育の施設」を設置し、「カトリック神学に精通した有徳な聖職者階層」を育成することによって、《宗教改革》と《プロテスタントの勢力の拡大》に対抗しようとした。そうした意味において、ディリン

ゲン大学は、南ドイツにおける「カトリック改革及び対抗宗教改革の橋頭堡」となったのである。

そして司教トゥルフゼスが、「新たな聖職者養成機関」と並んで、カトリック改革の推進のために必要不可欠な存在と見なしたのが「カトリックの印刷所」であった<sup>(10)</sup>。16世紀半ばのドイツでは、印刷・出版業者の大半はプロテスタント側に与しており、カトリックの印刷所はインゴルシュタットやケルンなどの一部の都市にしか存在していなかった。それゆえ、トゥルフゼスは、ディリンゲン大学の創設に際して、それまでインゴルシュタットの印刷所で職人として働いていたゼバルト・マイヤーを1550年頃にディリンゲンに招致し、1551年に「皇帝の出版特許状」をマイヤーに付与して、重要なカトリック書籍の印刷を彼に委託した<sup>(11)</sup>。マイヤー印刷所の出版活動の大きな特徴の一つは、「民衆語（ドイツ語）による出版及び情報伝達」を駆使して広範な民衆の支持を獲得したプロテスタントに対抗するために、カトリック教会の公用語である「ラテン語」によってのみならず、一般民衆が理解できる「ドイツ語」でも数多くの印刷物を刊行したことであった。ディリンゲンのイエズス会士ヘンリクス・ヴィンセニウスは、1569年10月の年報に「当地では、[プロテスタントに改宗していない]カトリック民衆の残存者 (reliquiarum catholici populi) を支援し鼓舞するために、ラテン語 [での出版] と同じ程度に、現地語 (vernacula lingua) でも新たな書籍を出版するよう、常に心がけている」<sup>(12)</sup>と記している。マイヤー印刷所と対抗宗教改革との密接な結びつきは、「ドイツ語によるカトリック書籍の出版」を重視した、このマイヤーの出版方針からも見て取れる。そしてゼバルト・マイヤーが印刷所を開業した1550年から1576年の彼の死に至るまでの期間に彼の印刷所では500点以上の

印刷物が刊行されており、マイヤー印刷所が南ドイツにおけるカトリック出版の一大拠点に成長していったことが、この出版点数から窺えるのである<sup>(13)</sup>。

しかしこのような輝かしい出版の成果とは対照的に、マイヤー印刷所の経営は極めて苛酷なものであった。出版点数の増加にもかかわらず、十分な利益が上げられなかったために、ゼバルト・マイヤーは多額の借金を抱え、1560年には破産の危険が迫ったため、彼は印刷所を司教トゥルフゼスに800フロリンで売却することを余儀なくされた。同年12月に作成されたマイヤーの売却証書<sup>(14)</sup>には、「[...] 負債を抱え [...], 毎日のように幾人かの債権者たちからの支払い要求に苦しめられる状態に立ち至ったために」印刷所を司教に売却することを決断した、と記されている。そしてその後、マイヤーは、司教トゥルフゼスと毎年40フロリンで印刷所を賃借する契約を結び、この賃借契約に基づいて印刷所の経営を続けた<sup>(15)</sup>。だが、司教トゥルフゼス自身も大学運営のために十分な資金を確保することができなくなったため、1564年にトゥルフゼスは「ディリンゲン大学の管轄権」を《南ドイツにおけるカトリック改革と対抗宗教改革の担い手》となっていたイエズス会に移譲し、1568年には「印刷所の所有権」も一「マイヤーとの賃貸契約」を含めて——イエズス会が管轄するディリンゲン大学に贈与された<sup>(16)</sup>。それ以降、マイヤー印刷所はイエズス会との緊密な連携関係のなかで出版活動を行うようになった。1570年代以降にマイヤー印刷所で出版された数多くの《非ヨーロッパ地域での宣教記録》は、ディリンゲン大学を管轄するイエズス会からの情報提供に基づいて印刷に付されたものである。その後、ディリンゲン大学は、イエズス会の管轄下で、「聖職者教育の拠点」としての

みならず「世俗学生の教育施設」としても名声を博し、ドイツ各地の諸侯や貴族の子弟、さらにはプロテスタントの若者までもがディリンゲン大学で学び、ここで厳格な教育を施された<sup>(17)</sup>。だが、こうしたディリンゲン大学の名声とは裏腹に、ディリンゲンでのマイヤー印刷所の経営はその後も困難を極めた。多額の負債に苦しんだマイヤーは、1570年に、自由帝国都市アウクスブルクを拠点に南ドイツ一帯で大規模な書籍販売を行っていたプロテスタントの出版業者ゲオルク・ヴィラーから400フロリンの融資を受け、それ以降はヴィラーがマイヤー印刷所の経営に関与するようになった<sup>(18)</sup>。

マイヤー印刷所が直面した苦境は、16世紀ドイツのカトリック印刷業者が置かれていた境遇を浮き彫りにしている。ルターを初めとする宗教改革者たちの著書が1510年代後半から1520年代にかけてのドイツで記録的な売り上げを示し、広範な社会層の人々に読まれ、ドイツの書籍印刷業界を牽引する「最も重要な書籍」となっていたのとは対照的に<sup>(19)</sup>、カトリックの書籍は16世紀のドイツの書籍市場においては「歓迎されざる書籍」であった。カトリックの著者の著した書籍は、多くの購買者を得ることができなかつたばかりでなく、しばしば印刷業者たちからも忌避された。こうした状況について、カトリック神学者のゲオルク・ヴィッツェルは「ルター派のものはよく売れ、教会的なもの〔カトリックの書籍〕は軽蔑され、くそみそに扱われる」<sup>(20)</sup>と慨嘆し、ヨハネス・コッホレウスも、カトリック書籍を取り扱う印刷業者がフランクフルト書籍市で他の印刷業者たちから「坊主の下僕」「教皇主義者」と嘲られる様子を憂いている<sup>(21)</sup>。そしてディリンゲン大学の創設に協力し、マイヤー印刷所にも援助を行ったイエズス会士ペトルス・カニシウスは、1566年

にローマ教皇庁に提出した陳情書のなかで「カトリックの著者や印刷業者の貧困(inopiam)」に言及し、プロテスタントに対抗するための「カトリック印刷業者への助成金」の必要性を強く訴えたのであった<sup>(22)</sup>。

16世紀ドイツのカトリック印刷業者へのこうした風当たりの強さは、当時のカトリック聖職者に対する広範な社会層の人々の反感と不信感の表れでもあった。中世末期～16世紀のドイツでは、司教や高位聖職者の多くは——アウクスブルク司教トゥルフゼスのようなカトリック改革の主導者を除けば——、「聖職者」としての立場よりも「領主」「領邦君主」としての立場を重視し、実質的に自らを「(世俗の)貴族身分」の一員と捉えていた<sup>(23)</sup>。そのためにカトリック司祭・修道士の多くも、自らの地位を単なる「食い扶持」と見なし、霊的務めや司牧や神学的教義には殆ど関心を持たず、カトリックとプロテスタントの神学的立場の違いも十分に理解していなかった。ミサの挙行の方法を知らない聖職者も珍しくなく、多くの司祭や修道士は、独身制の決まりを無視して内妻を持ち、多くの庶子をもうけていた<sup>(24)</sup>。1550年に南ドイツのコンスタンツ司教区で教会巡察が行われた際の指導書には、「聖職者たちが内妻を持つことを廃し、[…]長い剣と司祭らしからぬ服装を身につけるのを止め、とりわけ[…]居酒屋で農民や自らの教区民の面前において、痛飲したり、大食いしたり、賭け事に興じたりすることを慎むよう、聖職者たちに命じよ」<sup>(25)</sup>と記されている。こうしたカトリック聖職者の振る舞いは当時のドイツにおける《カトリックへの反感の広まり》の源泉の一つとなったが、そうした《反感》によって最も大きなダメージを被ったのは、聖職禄や教会財産に支えられた聖職者や修道士ではなく、むしろ「書籍の売り上げ」に経営を左右され

るマイヤーのようなカトリック印刷業者たちだった。

1576年にゼバルト・マイヤーが死去したのち、マイヤー印刷所の運営は、「印刷所の賃借契約」とともに、息子のヨハンの手に委ねられた。彼は父親の残した巨額の負債に苦しめられ、自らの家までも債権者に差し押さえられたが、1583年に家を買戻すことに成功し、1580年代半ばからマイヤー印刷所の経営も再び軌道に乗り始める<sup>(26)</sup>。そしてヨハン・マイヤーが「日本宣教情報の出版」に力を注ぎ始めたのは、まさにその時期であった。

## (2) ヨハン・マイヤーによる『イエズス会日本書翰・年報』『天正遣欧使節行記』の出版と解釈——《カトリック教会の価値の再確認》の手段としての日本宣教情報

1585年から1590年までの間にヨハン・マイヤーによって出版された7点の「日本宣教情報を含む印刷物」のうち、最初の1点（ラテン語版）を除く6点のドイツ語版の印刷物には全て、印刷物の冒頭にマイヤー自身の手になる長文の「序文」が付されている。これらの「序文」は有力なカトリック諸侯・高位聖職者への「献辞」として著されたもので、こうした献呈への見返りとして有力者から与えられる「多額の謝礼金」<sup>(27)</sup>がマイヤーの収入源の一つであったことがそこから窺える。

「非ヨーロッパ地域での宣教情報のヨーロッパにおける受容」という観点から見た場合に重要なのは、それらの「序文」のなかで、マイヤーが「聖職者階層に属さない俗人」としての立場から宣教情報に独自の解釈を施し、おそらくは彼自身の生活実感に立脚しつつ、「日本宣教情報」を「同時代のドイツの状況」に引きつけて捉え直している点である。それらの序文の一つでマイヤーは自分

のことを「聖書に全く精通していない無知な俗人（ein vnuerständiger ... Lay）」<sup>(28)</sup>と卑下しているが、それにもかかわらず彼は、聖書の内容を引き合いに出しながら、極めて大胆な視角から「日本におけるカトリック宣教の展開」と「ドイツにおけるカトリック改革及び対抗宗教改革の展開」とを一つの特異な世界像のなかに繋ぎ合わせている。マイヤーによるこれらの「序文」は「16世紀後半のドイツにおいて《学識のない俗人たち》が《日本宣教情報》をどのように理解し受け止めたのか」を窺い知るための貴重なドキュメントであるが、これまでの研究では全く光が当てられてこなかった。そこで本稿では、マイヤーの議論の幾つかの重要な特徴を指摘しておきたい。

ヨハン・マイヤーが「日本宣教情報の出版」に力を注ぎ始めたきっかけは、1584年～1586年の「日本からの天正遣欧使節の来欧」だった。マイヤーは、1585年に《日本からの使節》に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録（『公開で開催された枢機卿会議の記録」<sup>(29)</sup>）をディリンゲンで刊行したが、その同じ年に彼は1577年～1581年の『イエズス会日本書翰・年報』のドイツ語訳（『去る1577年、1579年、1580年、1581年に強大なる日本地域・島〔の人々〕の改宗に際して〔…〕生じた出来事についての歴史的報告。〔…〕日本島からヨーロッパの彼らの総長と他の会員に書き送られた〔…〕イエズス会士たちの幾つかの〔…〕回覧状と書翰に記された〔…〕もの」<sup>(30)</sup>）を出版し、それが端緒となって1586年に2点、1587年に1点、1589年に1点、1590年に1点の「日本宣教情報を含む印刷物」がマイヤー印刷所で刊行されている。「天正遣欧使節の来欧」は当時のヨーロッパに大きな衝撃を与え、1580年代後半から1590年代にかけてヨーロッパ各地で「日本からの使節」に関する数多くの印刷物が

刊行されたが<sup>(31)</sup>、マイヤーによる「日本宣教情報の出版」も、こうした「天正遣欧使節」への関心の高まりに牽引されていた。1585年の『歴史的報告』に「序文」として付されたアウクスブルク司教マルクワルト・フォン・ベルクへの「献辞」のなかで、マイヤーは、マルクワルトが前述の『枢機卿会議の記録』と日本宣教情報に大きな関心と喜びを示していることを「献呈の理由」に挙げているのである<sup>(32)</sup>。

この司教マルクワルトへのマイヤーの「献辞」には、「ドイツにおける宗教改革の広まり」と「日本でのカトリック宣教」との間の《救済史的な因果連関》に関する次のような特異な歴史認識が示されている。

「[日本からの]書翰[……]に記された[……]出来事から、以下のことを[……]推し量ることができましょう。万能にして慈悲深い神が、[……]ルター派やカルヴァン派やツヴィングリ派の異端的な説教師たち(Lutherischen/Caluinischen vñ Zwinglichen Ketzerischē Predicanten)によって[……]道を誤らされた[……]ドイツの何千人もの魂の代わりに(an statt souiler tausent Seelen), [……]キリストとその聖なる信仰についてこれまで何も知らなかった他の民(ein ander Volck)を彼[神]自身のために[新たに]選び出した(außerwöhlt)ことを。」<sup>(33)</sup>

さらにマイヤーは、「万能なる神が[……]カトリック信仰を[……]ドイツ国民(Teutscher Nation)の[住む]多くの場所から[……]他の世界(ein andere Welt)へと移し替え、彼[神]の恩寵をそこ[ドイツ]から取り払って、それを未知の異教徒たち(vnbekandten Heyden)へと振り向ける」<sup>(34)</sup>であろうことを予期し、「永遠の墮落

(ewigen verderben)」のなかにとどめ置かれたドイツの民が「神の怒りと罰」を免れるための努力を怠っている有り様を慨嘆する<sup>(35)</sup>。このようにマイヤーは、神が「カトリック信仰から逸脱したドイツの民」を《恩寵の対象》から除外して、その代わりに「日本の民」を新たに《救済の対象》として選び出したことを強調し、さらに『イエズス会日本書翰・年報』の内容に依拠しつつ、次のような極めて理想化された「日本のキリスト教徒」のイメージを導き出す。

「この異教徒の民(Heydnisch Volck)は[……][今や]神聖なる信仰[カトリック信仰]とキリスト教的[……]儀礼を熱心に守り[……], そのためにであれば、彼らの王国や支配地域や領地や領民[の支配者としての地位], 父親や友人[との縁], さらにまた現世的生活やありとあらゆる世俗的な喜びや享楽を捨て去ることすら厭いません。」<sup>(36)</sup>

そしてマイヤーは、「我ら[ドイツの民]がカトリック(Catholisch)であろうと欲する[……]のであれば、我らはこの民[日本の民]を模範(Exempel)とし、さらにこれと同様のキリスト教的情熱を我らのうちに喚起し、あらゆる異端的な諸分派[プロテスタント諸派]から[我らを]守ってくれるよう、[……]神に嘆願しなければなりません」<sup>(37)</sup>と述べる。つまり、このマイヤーの議論では、「カトリック宣教による日本の異教徒のキリスト教化」のプロセスが「ドイツにおけるカトリック改革と対抗宗教改革」の模範(モデル)として捉えられているのである。そしてマイヤーが「日本での宣教」と「ドイツでのカトリック改革」を同一の文脈で捉えていたことは、『歴史的報告』の「序文」の後に付された「読者へ」のなかで彼が、「日本でのイエズス会のセミナリウム

及び学校」の設立に言及し、それらの教育施設が「日本の若者のカトリック教育」と「異教徒のカトリック改宗」の拠点となっていることを強調している点からも窺える<sup>(38)</sup>。(1)で述べたように、ディリンゲン大学を初めとする「新たなカトリック教育施設」はドイツにおける「カトリック改革」の拠点であったが、それと同様の役割をマイヤーは日本のイエズス会学校に見出していたのである。

マイヤーが独自の聖書解釈に基づいて「日本宣教情報」を「ドイツのカトリック改革及び対抗宗教改革」の文脈にどのように接合したかを検討するうえで重要なテキストの一つは、1587年にマイヤーが出版したグイード・グワルティエリ作『天正遣欧使節行記』のドイツ語訳（『近年派遣された日本の使節の全ての旅程に関する新たな[...]叙述』<sup>(39)</sup>）に付された「序文」である。この「序文」はバイエルン公ヴィルヘルム5世の子息マクシミリアン（後のバイエルン選帝侯マクシミリアン1世）への「献辞」として著されているが、そのなかでマイヤーは『ダニエル書』13章（ダニエル書補遺）の「スザンナ」に関する記述を敷衍しながら、「天正遣欧使節の来欧」の意義について極めて大胆な解釈を提示している。バビロンに住むヨアキムの妻スザンナは、二人の好色な長老たちの誘いを拒絶したために、長老たちから「若い男と密通した」との虚偽の証言をされ、死罪を宣告されるが、神の霊の導きを受けたダニエルが「スザンナの潔白」を証明し、スザンナは名誉を回復する<sup>(40)</sup>。マイヤーは、当時のドイツにおいてローマ・カトリック教会が嘲りを受け、『ヨハネの黙示録』17章に登場する「バビロンの悪女（Babylonische Bübin）」<sup>(41)</sup>に擬えられて非難されている有り様を「スザンナ（Susanna）への中傷」と解釈したうえで、神が「もう一つのダニエルの霊」<sup>(42)</sup>を「[ヨーロッパから]遠く離れた日本島

の[...]新たにキリスト教的信仰を抱いた諸侯と君主たちと若き領主たちの[...]純粋な心（reinen Herten）のなかに呼び覚まし」<sup>(43)</sup>、その日本の諸侯（大友宗麟、有馬晴信、大村純忠）が遣欧使節をローマへと派遣し、ローマ教皇に「平伏（Füßfall）」<sup>(44)</sup>したことによって、「いわれなき中傷を浴びている[...]スザンナ」<sup>(45)</sup>であるところのローマ・カトリック教会の「潔白（vnschuld）」<sup>(46)</sup>が公に証明された、と理解するのである。

マイヤーは、自らの議論の趣旨を明確にするために、さらに『マタイによる福音書』2章の「東方からエルサレムを訪れた占星術の学者たち（東方三賢王）」のエピソードにも独自の解釈を加えている。即ちマイヤーによれば、イエス・キリストがこの世に生まれ出でたとき、「周囲に居住する多くのユダヤの民（<sup>たみ</sup>Juden）」はこの事実に気づくことはなく、遙か東方の国からそこを訪れた「賢い異教徒（異邦人・非ユダヤ教徒）たち（die weysen Hayden）」が赤子のイエスの横たわる飼葉桶に歩み寄り、「主[キリスト]を発見した（den HERREN gefunden）」<sup>(47)</sup>。それと同様の救済史的役割を、マイヤーは、遙か東方の異教徒の国からローマに使節を派遣してカトリック教会の価値を《再発見》した日本の諸侯の行為のなかに見出している<sup>(48)</sup>。

このようなマイヤーの一連の聖書解釈には、「プロテスタントからの批判」と「カトリックの衰退」の只中であって「カトリック教会の価値」を再確認しなければならなかった16世紀後半のドイツの「カトリック改革勢力」の視点が色濃く反映されている。そして「日本」と「日本からの使節」に対するマイヤーの思い入れの強さもまた、カトリック書籍印刷への逆風のなかであって「カトリック教会の価値」を追い求めようとしたマイヤーの生活実感の表れであったのかもしれない。



だが、「日本」がマイヤーの思い描いたような「キリスト教徒にとっての理想の地」でないことは、新たな日本宣教情報の到来によって明らかになった。1590年に刊行された『イエズス会日本年報』のドイツ語訳（『年報。強大にして広くその名を知られた日本島及びその地域から1588年2月20日に[……]イエズス会総長に宛てて記されたもの』<sup>(49)</sup>）に付された「序文」のなかでマイヤーは、日本で起きた「予期せぬ大きな変化（der grossen vnuersehenlichen Alteration）」に言及し、初期キリスト教の時代と同じように日本のキリスト教徒たちが「不信心な暴君たち（vnghlaubige Tyrannen）」から激しい迫害を被っている有り様に言及している<sup>(50)</sup>。この印刷物に収録されているルイス・フロイスの手になる年報には、豊臣秀吉のバテレン追放令の文面が掲載されており、そこには「日本は[……]神（カミ）の王国（ein Königreich ... deß Camis）である」<sup>(51)</sup>という文言が記されている。

そしてこの1590年の刊行を境にして、ヨハン・マイヤーによる「日本宣教情報の出版」は途絶する。その後10年以上の歳月を経て、1601年と1607年にマイヤー印刷所で2点の「日本宣教情報を含む印刷物」が出版されているが、そのどちらにも「序文」は付されていない。

### （Ⅲ）三十年戦争期のドイツにおける日本宣教情報の受容と解釈

#### （1）三十年戦争期の「修道院論争」と皇帝顧問カスパー・ショッペによるイエズス会士たちへの論難の始まり

1590年代半ばに至るまでの時期にドイツで刊行された「日本宣教情報」の殆どは「イエズス会の日本宣教」を主題としたものであり、その多くはイエズス会士たちの記録を情報源として用いて

いた。だが、1590年代末～17世紀前半には、出版点数は少ないながらも、スペイン領フィリピンを拠点にして1580年代から日本に渡来し始めたイエズス会以外の諸修道会（フランシスコ会、アウグスティヌス会、ドミニコ会など）の日本宣教<sup>(52)</sup>を主題に取り上げた印刷物が出版されている。たとえば1599年にはスペイン領フィリピン総督の指示によって作成された日本26聖人殉教記のドイツ語訳<sup>(53)</sup>がミュンヘンで刊行され、1617年にはシピオネ・アマティ作『慶長遣欧使節行記』のドイツ語訳<sup>(54)</sup>がインゴルシュタットで刊行されている。

そしてそれらの出版物のなかでも、『出版の経緯』という観点から見て特異な位置を占めているのは、神聖ローマ皇帝フェルディナント2世の顧問カスパー・ショッペが1634年に印刷に付した、スペイン出身のフランシスコ会士ルイス・ソテロの『日本の教会の状況に関する報告』である。奥州の伊達政宗による慶長遣欧使節団の一人として1615年に支倉常長とともにローマで教皇に謁見したソテロは、1622年に再び日本に入国した後、長崎で奉行によって捕らえられ、1624年8月25日に火炙りの刑に処せられたが<sup>(55)</sup>、その処刑に先立つ1624年1月20日にソテロは大村の牢獄から教皇に宛てて『報告』を<sup>した</sup>認めた。この『報告』は1620年代後半にマドリッドで印刷に付され、その真贋をめぐっては、ローマで議論が湧き起こった<sup>(56)</sup>。その『報告』を、1634年にショッペは自らの判断で——独自の編集を施したかたちで——フランクフルト・アム・マインにおいて再び出版したのである。1620年代末～1630年代のドイツでは、三十年戦争（1618年～1648年）の最中に皇帝がプロテスタント諸侯・諸都市に返還を要求した旧修道院財産の取り扱いをめぐって一部のイエズス会士とその他の諸修道会（ベネディ

クト会やシトー会など)の関係者の間に深刻な対立——「修道院論争」<sup>(57)</sup>と呼ばれる——が生じた。ショッペは、ベネディクト会やシトー会の側に与るかたちでこの論争に加わり、ドイツのイエズス会士を批判する文書を相次いで刊行した。1634年のソテロ『報告』の出版は、そうしたイエズス会士に対するショッペの論争の一環をなすものだった。ショッペがイエズス会士たちへの論争の過程でソテロ『報告』を印刷に付した、という書誌学的事実それ自体は従来の研究のなかで指摘されてきたが<sup>(58)</sup>、ソテロの『報告』に記された《日本の教会についての記述》がショッペによる《ドイツのイエズス会士への批判》と具体的にどのように関連しているのかについては、これまでまとまった分析がなされてこなかった。そこで本稿では、その問題に光を当ててみたい。

ショッペによるソテロ『報告』の出版と修道院論争との関連を明らかにするために、『報告』の出版に至るまでのショッペの歩みと修道院論争の展開について、まず簡単な概観を行っておきたい。

1576年に南西ドイツのオーバープファルツでプファルツ選帝侯に仕えるカルヴァン派の代官の家庭<sup>(59)</sup>に生まれたショッペは、ハイデルベルクやインゴルシュタットなどの諸大学で学んだ後、1590年代後半には古代ラテン語文献学者として注目を浴びるようになり、ラテン語による著述活動や書簡のやり取りを通じてユストゥス・リプシウスやヨセフ・ユストゥス・スカリゲルなどの後期人文主義を代表する知識人とも親交を結んで、汎ヨーロッパ的な《学識者たちの共和国 (Res Publica Litteraria)》を舞台に活躍を始めた<sup>(60)</sup>。だが、1598年に神聖ローマ皇帝の宮廷のあるプラハを訪れた際、ショッペはカトリックへと改宗し、その後、彼は皇帝の一族(ハプスブルク家)との結びつきを強めるようになる。彼は、1607

年以降、オーストリアのインナーエスターライヒ大公フェルディナント(後の神聖ローマ皇帝フェルディナント2世)の顧問を務め、ローマ、マドリッド、ミラノなどで教皇やスペイン王との外交交渉にも携わった<sup>(61)</sup>。そして「プロテスタントからカトリックへの改宗者」の多くがそうであったように、ショッペもまた、「対抗宗教改革の論客」としてプロテスタント(とりわけカルヴァン派)を論難する数多くの文書を発表し、1618年に三十年戦争が勃発すると、「カルヴァン派のプファルツ選帝侯に対する皇帝フェルディナント2世の開戦の決断」を支持するパンフレット<sup>(62)</sup>を公にした。

ところが1630年代に入ると、ショッペのスタンスに大きな変化が生じる。それまで「プロテスタント批判の急先鋒」であったショッペが、この時期から「プロテスタントとの和平の唱道者」に立場を転じ、「対抗宗教改革の推進役」であった一部のイエズス会士への批判を唱え始めるのである<sup>(63)</sup>。そしてこのショッペの立ち位置の変化に大きな影響を及ぼしたのが、1620年代末に勃発した「修道院論争」であった。

1628年9月、「プロテスタント勢力の保護」を名目に三十年戦争に参戦していたデンマーク王の軍隊が敗退し、ドイツ(神聖ローマ帝国)における「皇帝とカトリック諸侯の優位」が決定的となったとき、皇帝フェルディナント2世は、17世紀初頭からカトリック側がプロテスタント側に求めてきた「教会財産の返還」を強制執行する決意を固めた。1555年の『アウクスブルクの宗教平和(和議)』には、プロテスタント諸侯・諸都市の支配地域内に存在する「教会財産(教会施設や修道院など)」について旧来のカトリック側の所有者が一定の条件下で一定の権益を主張しうる条項が盛り込まれていたが、規定が曖昧であったために、

プロテスタントによる「支配地域内の教会財産の没収」が進み、カトリック側がこれに異議を唱えていた<sup>(64)</sup>。この問題に決着を付けるために、皇帝フェルディナント2世は、1629年3月6日に『回復令 (Restitutionsedikt)』を發布し、プロテスタント諸侯・諸都市が不当に没収した「教会財産」をカトリック側に返還することを命じたのである<sup>(65)</sup>。

だが、『回復令』の發布によって大きな問題が発生した。それは即ち、プロテスタントからカトリックに返還された教会財産を、具体的に誰に返却し、どのように利用するのか、という問題である<sup>(66)</sup>。とりわけベネディクト会やシトー会などの観想修道会の修道院は、イエズス会や托鉢修道会のような「強固な統一的組織」を有しておらず、個々の修道院が「独立性」を保っていたため、それらの修道院がプロテスタントに没収された後に修道院管理者が死没してしまった場合には、「修道院財産の管理権を誰に返却すべきか」が争点とならざるを得なかった。

この問題について、皇帝フェルディナント2世の聴罪司祭を務めていたイエズス会士ヴィルヘルム・ラモルマイニは、「対抗宗教改革の推進」のために、プロテスタントから返還された「かつてのベネディクト会やシトー会の修道院」を「イエズス会の教育施設」に転用するよう、皇帝に提案した<sup>(67)</sup>。イエズス会による教育を受けた皇帝フェルディナント2世は、「ドイツにおける対抗宗教改革の成功はイエズス会の教育活動によってもたらされた」と考えており、そうした立場からラモルマイニの提案を受け入れた。そして皇帝は、皇帝軍司令官ヴァレンシュタインとカトリック連盟軍司令官ティリーに宛てた1629年5月9日の書状<sup>(68)</sup>で、プロテスタントから没収した「かつてのベネディクト会とシトー会の女子修道院

(Frauwen Clöster)」を「イエズス会の教育施設」に転用するよう、命じたのである。ところがこの方針に対して、ベネディクト会やシトー会の関係者のみならず、一部の帝室顧問官からも異議が示され、「旧修道院をイエズス会の教育施設に転用することの是非」をめぐって、1630年代初頭から、一部のイエズス会士たちとその他の修道会の関係者の間でパンフレットによる論争が始まった<sup>(69)</sup>。これが「修道院論争」である。

イエズス会総長ムツィオ・ヴィテレスキは、ドイツのイエズス会士たちの動向に強い懸念を抱き、論争の拡大に歯止めをかけようとした<sup>(70)</sup>。だが、ディリンゲン大学のイエズス会士パウル・ライマンは、1631年に刊行した『正当なる弁明』のなかで、プロテスタントへの反駁のためにイエズス会士たちが払った努力を「古き諸修道会 (antiquorum Ordinum) の修道士たち」のそれと対比させ、ドイツのイエズス会士たちが「不眠不休で (lucubrationibus) 書籍の執筆に取り組んだことを自讃した<sup>(71)</sup>。そしてこのライマンのパンフレットの出版がきっかけとなって、修道院論争は「イエズス会とその他の諸修道会の存在意義」をめぐる論争へとその裾野を拡大させていった。

ショッペが、ベネディクト会やシトー会の側に与するかたちでドイツのイエズス会士たちへの批判を唱え始めたのは、まさにこのような歴史的文脈のなかにおいてであった。そしてこの時期にショッペがイエズス会士たちへの批判の一環として印刷に付したのが、ソテロの『日本の教会の状況に関する報告』だったのである。

(2) ショッペによる『日本の教会の状況に関するルイス・ソテロの報告』の出版と解釈——《カトリックの内部分裂の前駆的事例》としての日本宣教情報

ショッペがドイツのイエズス会士たちへの批判を印刷物として相次いで刊行し始めるのは1632年のことだが<sup>(72)</sup>、1630年代初頭から1634年のソテロ『報告』の出版へと至る時期の《ショッペの思考の軌跡》を辿るうえで重要な手がかりとなるのは、1631年から1633年にかけて認められた<sup>した</sup>3通の書簡である。

1631年7月頃に知人マテウス・ヴェルザーに宛てて記した書簡のなかで、ショッペは、「古き修道会」に対するドイツのイエズス会士たちの言動の根底にある発想を次のような言葉で言い表している。

「[古き修道会の]修道士たち(Monachos)は[……]教会にとって殆ど有用性(usum)を持たぬ人間たちであり[……]もしも[プロテスタントから返還される古き修道会の]修道院がイエズス会士たち(Jesuitis)の手に委ねられれば、彼ら[イエズス会士たち]の有徳と教育と雄弁とによって、全ての異端者たち[プロテスタント信徒]は僅かな年月のうちに[カトリック]教会[……]に連れ戻されるだろう。」<sup>(73)</sup>

ショッペは、ローマ教皇庁の神学者ニコロ・リカルディに宛てた1631年10月23日の書簡で、このようなイエズス会士たちの発想が同時代のドイツに現出させつつある光景を、独自の聖書解釈に依拠しつつ、次のように描き出している。即ちショッペは、『ヨハネの黙示録』13章の「[アンチキリストが]小さな者にも大きな者にも、富める者にも貧

しい者にも、自由な身分の者にも奴隷にも、すべての者にその右手か額に刻印(characterem)を押させた。そこで、この刻印のある者でなければ、物を買うことも、売ることもできないようになった」<sup>(74)</sup>という記述を引き合いに出しながら、ドイツのイエズス会士たちの行動をこのアンチキリストの行動に擬え、イエズス会士たちが様々な形態の「独占状態(monopolium)」を作り出そうとしている、と指摘する。そして、イエズス会士たちは「そのような独占状態を[……]維持するためには印刷所(officinis typographicis)こそが最も肝要であると認識しており、書籍の検閲(censuram librorum)[……]を掌握する[……]ために全ドイツで司教たち<sup>おもね</sup>に阿ている」と述べたのちに、ショッペは、『ローマ教皇庁の出版許可を得た書籍』にまでドイツのイエズス会士たちが改めて検閲を課そうとしている有り様を批判するのである<sup>(75)</sup>。

さらにショッペは、神聖ローマ皇帝フェルディナント2世に宛てた1633年1月24日の書簡のなかで「古き修道会の観想生活の意義」に言及している。ショッペは、「このようなドイツの時局の最中であって修道院の男女(monastici instituti viros et feminas)はそれ[ドイツ]に対して殆どいかなる有用性(usum)も持ちえない」という理由で古き修道会の修道院が「言葉と教育(verbo et doctrina)に勤しむ聖職者[イエズス会士]」の手に委ねられようとしていることに言及したのちに、『詩編』の一部<sup>(76)</sup>を引き合いに出しながら、次のように記している。「[しかし]多くの点から見て、修道士[や修道女]たちの貧しさと悲しみ、そしてまた受苦と昼夜の賛美歌の朗唱(paupertatem, dolorem seu patientiam et nocturnam diurnamque hymnodiam)は、神にとって、より好ましく、また隣人たちの幸福の支えとして、より力強いものなのです」<sup>(77)</sup>。つまりショッペは、「対抗宗教改革

のための有用性」のみを尺度にしてドイツのカトリック教会の再編を推し進めようとする皇帝に対して、その「有用性」には還元しえない古き修道会の観想生活の意義を——そしてカトリックの伝統のもう一つの側面を——説いたのである。

この皇帝宛ての書簡が記されてから僅か3ヶ月後の1633年4月24日に、ショッペは知人に宛てた書簡のなかで「出版を予定している文書のリスト」を掲げているが、そのリストには、数点の《イエズス会士への批判の書》とともに、ソテロの『報告』が含まれている<sup>(78)</sup>。このソテロの『報告』は、翌1634年に、『《教皇座への王の使節》《奥州王国の司教職への被任命者》《殉教者》であるところのフランシスコ会士ルイス・ソテロの教皇ウルバヌス8世宛ての日本の教会の状況に関する報告』<sup>(79)</sup>という表題で出版された。この表題には、「皇帝陛下、諸王、諸選帝侯、全帝国等族及び帝国身分が一読するに値するもの (Imperatoris Augusti, Principum, Electorum, omniumque statuum Imperii cuiusque Ordinis lectione digna)」という副題が付けられている。16~17世紀のドイツ(神聖ローマ帝国)では、帝国の全体に関わる政治・宗教問題が発生した場合に、しばしば「政治的決定権を有する皇帝や帝国議会参加者(帝国等族)を《読者》として想定した印刷物」が出版され、そうした印刷物を介した議論の展開が「帝国の公論」の行方に大きな影響を及ぼした<sup>(80)</sup>。ショッペによる『日本の教会の状況に関する報告』の出版もまた、「同時代的な問題」に関する「皇帝や帝国等族への議論の提起」を意図してなされたものだったのである。そしてその「問題」とはいうまでもなく「修道院論争」である。もっとも、1634年に刊行された『報告』には、ショッペの手になる「序文」や「解説」は付されておらず、ソテロの報告文がほぼそのまま収録されているだけで

<sup>(81)</sup>、修道院論争に関する直接的な言及は見出せない。しかしながら、ソテロの報告文に付されたショッペの「欄外注」を手がかりに「報告文の内容」を辿ってゆくと、ショッペがソテロの報告文をどのように修道院論争の文脈に接合しようとしたのかが仄見えてくる。

ソテロの報告文は24頁にも亘っており、その全体を概観することは紙幅の制約ゆえ不可能なので、本稿では、報告文のうち、修道院論争に関するショッペの議論との関わりで特に重要と思われる一部の記述のみを紹介しておきたい。

ソテロの報告文は、2つのパートに分かれている。前半部分<sup>(82)</sup>では、ソテロが慶長遣欧使節の一人として1615年にローマで教皇に謁見し、教皇によって奥州王国の司教に任命された後、1622年に日本に再入国して奉行に捕らえられ、投獄されるまでの経緯が記述されており、後半部分<sup>(83)</sup>では、「1620年代前半の日本の教会の現状」に関して独自の視点からの報告がなされている<sup>(84)</sup>。その後半部分でのソテロの報告の基調をなしているのは、「日本での宣教の権利」をめぐるイエズス会士とその他の諸修道会(フランシスコ会、ドミニコ会、アウグスティヌス会など)の修道士の間に深刻な対立が生じている、という現状認識であり、「他の諸修道会の修道士が日本での宣教活動に参入すること」を許さないイエズス会士たちの振る舞いについての苛烈な告発である。

こうしたソテロの記述に、ショッペは、「多くの[宣教の]必要性にもかかわらず、他の修道士たち(alios religiosos)が自分たち[イエズス会士]の管轄区域内で宣教を行うことを妨害するイエズス会士たちについての訴え」<sup>(85)</sup>という欄外注を付している。この箇所ではソテロは、日本の国土の広さゆえに20年以上も司牧活動がなされていない地域が数多く存在するにもかかわらず、そうした

地域でイエズス会以外の修道会の修道士が sacrament を執り行おうとすると、イエズス会士たちがそこにやってきて、「管轄教区外での sacrament の挙行」を禁じたトリエント公会議決議の条文を盾に、それを阻もうとする、と記している。このように、ソテロの報告文の後半部分では、イエズス会士とその他の諸修道会の修道士との間の「日本での宣教活動をめぐる確執」に光が当てられているが、「修道院論争」との関わりにおいてとりわけ興味深いのは、「彼ら[イエズス会士たち]は、彼ら自身や彼らによって洗礼を授けられた者たち[の殉教]については様々な方法で[...] 情報(informationem) を発信させるにもかかわらず、他の諸修道会の殉教者たち(aliorum ordinum Martyribus) についてはそうしようとしなさい」<sup>(86)</sup> というショッペの欄外注である。前述のリカルディ宛ての書簡に示されているように、ショッペは、ドイツのイエズス会士たちが全ての印刷所を自分たちの管理下に置くことよってある種の「独占状態」を作り出そうとしている、と捉えたが、この箇所でソテロもまた、日本のイエズス会士たちが「宣教・殉教情報」を自分たちの管理下に置くことで「日本での宣教の成果」を独占しようとしている、と指摘している。つまり、ソテロの報告文で描き出された、1620年代の日本における「イエズス会士とその他の修道会の修道士との間の確執」を、ショッペは、1630年代のドイツにおける「修道院論争」と「イエズス会士による独占状態」のいわば《前駆現象》として、同時代のドイツの読者たちに提示したのである。

そしてこのような視点からソテロの報告文を辿り直したときに、印象的なのは、「キリスト教宣教師どうしの対立」を目の当たりにした日本人々が口にしたとされる、次のような言葉である。

「[...]また別の人々は、[キリスト教徒の間には]二つの神(duos ... DEOS)が存在している、と言っています。その一つは、《富裕にして権勢をふるう神(diutem & potentem)》であり、もう一つは、[...]《貧しくて小さな、そして[前述の]富裕な神によって圧迫され、嘲られる神(paupere[m] & humile[m], qui à divite opprimitur & deluditur)》である、と。」<sup>(87)</sup>

「キリスト教宣教師どうしの対立」についてのこのような当時の日本人の認識が「ドイツのイエズス会士たちと古き修道会の修道士たちとの対立」についてのショッペの議論にそのまま連なるものであることは明らかであろう。ソテロの報告文に描かれた1620年代の日本の出来事は、「修道院論争」をめぐりショッペの議論のなかで、その議論を補強し、裏打ちするための《実例》として用いられたのである。

そして三十年戦争のその後の展開との関わりにおいて、もう一つ示唆的なのは、先の日本人の発言が「カトリック世界の内部分裂の様相」を極めて明瞭に言い表していることである。1629年の『回復令』の発布は「ドイツにおける皇帝の権力」をかつてない程に強大化させたが、それゆえにプロテスタント勢力のみならず一部のカトリック諸侯やフランス王家までもが皇帝への警戒心を募らせ、それを契機に「カトリック勢力の分裂」が顕在化し、三十年戦争の展開は「皇帝軍の劣勢」へと大きくその相貌を変えてゆく<sup>(88)</sup>。「修道院論争」もまた、『回復令』の発布によって引き起こされた「カトリックの分裂」の一幕に他ならなかったのだが、1634年刊行の『日本の教会の状況に関する報告』に記された日本人の発言からは、三十年戦争期のヨーロッパにおける「カトリックの分裂」と同時代の非ヨーロッパ世界に

における「カトリックの分裂」との間の《歴史的な連続性》が垣間見えるのである。

本稿では、対抗宗教改革期～三十年戦争期のドイツにおける「日本宣教情報の受容」の過程で《印刷業者》や《宮廷知識人》などの「俗人たち」が果たした役割に光を当て、「日本宣教情報の編集・出版」に際してそれらの情報に彼らがどのような「解釈と意味づけ」を施したかを分析することによって、日本宣教情報が「対抗宗教改革のなかでの《カトリック教会の価値の再確認》の手段」として用いられ、さらに「三十年戦争期の《カトリックの分裂》の前駆的事例」として参照されていたことを明らかにした。16～17世紀の「ヨーロッパ史の展開」と「非ヨーロッパ地域での宣教情報のヨーロッパにおける受容」との相互作用を明らかにするためには、「それらの宣教情報とプロテスタント諸派との関係」、さらに「日本以外の非ヨーロッパ地域での宣教情報のヨーロッパにおける受容のプロセス」にも光を当てる必要があるが、そうした問題については稿を改めて論じたい。

(補記) 引用文中の [ ] の中に記された語句は、本稿著者による補足を表し、[...] は、省略箇所を表している。引用文中に ( ) で挿入した原文表記や注の史料表題表記では、史料のなかで用いられている近世ヨーロッパ諸言語の綴りと省略記号をそのまま使用しており(但し、近世ドイツ語に見られる特殊なウムラウト表記は、現代ドイツ語のウムラウト表記に改めた)、名詞・形容詞・冠詞の格変化に関しても、原文中の表記をそのまま使用している。そのために、日本語翻訳文の格助詞と ( ) に挿入した原文表記の格変化とが照応していない箇所がある。注記中の VD16 及び VD17 の書誌データは、『ドイツ語圏で出版された 16 世紀の印刷物の目録』(*Verzeichnis der im*

*deutschen Sprachbereich erschienenen Drucke des XVI. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1983-2000) と、この目録のデータに基づいて増補・編纂・公開されているバイエルン図書館連盟及びドイツ研究振興協会のオンライン・データベース <<http://www.vd16.de/>> 及び <<http://www.vd17.de/>> (2018 年 10 月 1 日時点) に依拠している。また、注で用いた略記は以下の通り。R. Streit, *Bibliotheca Missionum, Bd.4*, Aachen, 1928 (=BM IV); ders., *Bibliotheca Missionum, Bd.5*, Aachen, 1929 (=BM V); *Bibliographischer ALT-JAPAN-KATALOG 1542-1853*, Kyoto, 1940 (=AJK). なお、注記中の聖書の参照箇所は、『聖書・新共同訳 旧約聖書続編つき』, 日本聖書協会, 1999 年に拠っている。本稿は、科学研究費補助金(基盤研究 C・課題番号 21520759)の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 注

- (1) *Copie dunne lettre missive envoiee des Indes, par mōsieur maistre Frācois xauier...*, s.l., 1545; *Indianische Missiue oder Sendbrieff Herren Francisci Xauier...*, s.l., 1545 (VD16 J 198). Vgl. BM IV, Nr.480.
- (2) J. Wicki, Von den gelegentlichen Veröffentlichungen der Missionsbriefe aus Übersee zu den offiziellen Litterae Annuae der Gesellschaft Jesu (1545-1583), in: *Neue Zeitschrift für Missionswissenschaft*, Bd.32 (1976), S.95-129, bes. S.107-129.
- (3) D. F. Lach, *Asia in the Making of Europe, Vol. I-1*, Chicago, 1965, pp.314-331; J. Correia-Afonso, *Jesuit Letters and Indian History 1542-1773*, Bombay/ New York, 1969, pp.32-38; Wicki, a. a. O., S.95-105; 五野井隆史「日本イエズス会の通信について」『東京大学史料編纂所研究紀要』第11号, 東京大学史料編纂所, 2001年, 154-167頁; M. Friedrich, "Circulating and Compiling the Litterae Annuae", *Archivum historicum Societatis Iesu*, Vol.77 (2008), pp.3-39; G. B. González, *Jesuitische Berichterstattung über die Neue Welt*, Göttingen, 2011, S.70-76.
- (4) 本稿では、「ドイツ」という名称を、原則として「16～17世紀の神聖ローマ帝国の支配地域」を指す言葉

- として用いており、そこには現代のチェコやオーストリアの領土も含まれる。
- (5) *EPISTOLAE INDICAE...*, Dillingen, 1563 (VD16 B 2149). Vgl. BM IV, Nr.904.
- (6) *RERVM A SOCIETATE IESV IN ORIENTE GESTARVM ... commentarius*, Dillingen, 1571 (VD16 A 122). Vgl. BM IV, Nr.948.この宣教記録集に収録されている日本からの書簡については、蝶野立彦「十六～十七世紀のドイツ・ルター派の《世界宣教》観と《日本》認識」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュラル』第12巻第1号, 明治学院大学教養教育センター, 2018年, 123-142頁, 特に132-133頁を参照。
- (7) BM IV, Nr.1620 (VD16 A 140), Nr.1627 (VD16 H 3966), Nr.1646 (VD16 C 4494), Nr.1676 (VD16 F 3075), Nr.1684 (VD16 N 598), Nr.1057 (VD16 S 5728), Nr.1720 (VD16 F 3080); BM V, Nr.25 (VD17 12:115933A), Nr.1053. 1550年～1600年のマイヤー印刷所の出版物について, O. Bucher (Hg.), *Bibliographie der Deutschen Drucke des XVI. Jahrhunderts, Teil I*, Dillingen, Bad Bocklet/ Wien/ Zürich/ Florenz, 1960に所収の書誌リストも参照せよ。
- (8) T. Specht, *Geschichte der ehemaligen Universität Dillingen*, Freiburg (Breisgau), 1902, S.6, 22.
- (9) P. Braun, *Geschichte der Bischöfe von Augsburg*, Bd. 3, Augsburg, 1814, S.415-417. Vgl. Specht, a. a. O., S.18.
- (10) トゥルフゼスがカトリック改革の手段として「有能な聖職者の育成」とともに「カトリック印刷所の増設」を重視していたことは、彼が1561年にローマ教皇庁に提出した『ドイツでの改革に関する陳情書』の内容からも見て取れる。J. Metzler, Wegbereiter und Vorläufer der Kongregation, in: *Sacrae Congregationis de Propaganda Fide memoria rerum, Vol. I-1*, Rom/ Freiburg (Breisgau) / Wien, 1971, S.38-78, bes. S.46-47を参照せよ。
- (11) H.-J. Künast, Die Akademische Druckerei der Universität Dillingen, in: R. Kießling (Hg.), *Die Universität Dillingen und ihre Nachfolger*, Dillingen, 1999, S.595-626, bes. S.600-601.
- (12) *Beati Petri Canisii Societatis Iesu epistulae et acta, Vol. 6*, Freiburg (Breisgau), 1913, p.676-677.
- (13) Künast, a. a. O., S.598.
- (14) Bucher (Hg.), a. a. O., S.19-20 (Beilage 2).
- (15) O. Bucher, Sebald Mayer, der erste Dillinger Buchdrucker (1550-1576), in: *Jahrbuch des historischen Vereins Dillingen*, Bd.54 (1952), S.107-129, bes. S.111-112; Künast, a. a. O., S. 601.
- (16) Specht, a. a. O., S.55-60; B. Duhr, *Geschichte der Jesuiten in den Ländern deutscher Zunge, Bd.1*, Freiburg (Breisgau), 1907, S.194-195; Bucher, a. a. O., S.112-113; Künast, a. a. O., S.602.
- (17) Duhr, a. a. O., S.292; P. Rummel, Art. „Dillingen, Universität“, in: *Theologische Realenzyklopädie, Bd.8*, Berlin, 1981, S.750-752; R. van Dülmen, *Kultur und Alltag in der Frühen Neuzeit, Bd.3*, München, 1994, S.126 (佐藤正樹訳『近世の文化と日常生活(3)』, 鳥影社, 1998年, 174頁)。
- (18) Bucher, a. a. O., S. 113; Künast, a. a. O., S. 602. プロテスタントでありながらも、教派の垣根を越えてイエズス会を含むカトリック側の人々とも緊密な書籍販売網を築いたヴィラーの書籍販売業者としての活動について, H.-J. Künast/ B. Schürmann, Johannes Rynmann, Wolfgang Präunlein und Georg Willer, in: H. Gier/ J. Janota (Hg.), *Augsburger Buchdruck und Verlagswesen*, Wiesbaden, 1997, S.23-40, bes. S.35を参照せよ。
- (19) H.-J. Köhler, Erste Schritte zu einem Meinungsprofil der frühen Reformationszeit, in: V. Press/ D. Stievermann (Hg.), *Martin Luther*, Stuttgart, 1986, S.244-281; 森田安一『ルターの首引き猫』, 山川出版社, 1993年, 22-36頁; R. Wittmann, *Geschichte des deutschen Buchhandels*, München, 1999, S.48-54; 蝶野立彦「宗教改革思想の伝播を支えたメディア環境と「福音をめぐる議論」の拡大」『宗教改革と現代』新教出版社編集部編, 新教出版社, 2017年, 284-290頁。
- (20) O. Clemen, *Die lutherische Reformation und der Buchdruck*, Leipzig, 1939, S.40.
- (21) D. Breuer, *Oberdeutsche Literatur 1565-1650*, München, 1979, S.93.
- (22) O. Braunsberger, Deutsche Schriftstellerei und Buchdruckerei dem römischen Stuhle empfohlen, in: *Historisches Jahrbuch*, Bd.30 (1909), S.62-72, bes. S.64. Vgl. Breuer, a. a. O., S.92.
- (23) G. Maron, Art. „Katholische Reform und Gegenreformation“, in: *Theologische Realenzyklopädie, Bd. 18*, Berlin, 1989, S.45-72, bes. S.49.
- (24) E. W. Zeeden, Grundlagen und Wege der Konfessionsbildung in Deutschland im Zeitalter der Glaubenskämpfe, in: ders., *Konfessionsbildung*, Stuttgart, 1985, S.67-112, bes. S.80-83.
- (25) A. Kluckhohn, Urkundliche Beiträge zur Geschichte der kirchlichen Zustände, in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, Bd.16 (1896), S.590-625, bes. S.607. Vgl. Zeeden, a. a. O., S.81-82.
- (26) O. Bucher, Der Dillinger Buchdrucker Johann Mayer (1576-1614), in: *Gutenberg-Jahrbuch* (1955),



- S.162-169, bes. S.163-164.
- (27) 16世紀のドイツにおける「著作の献呈への見返りとしての謝礼金」の慣習について、戸叶勝也『ドイツ出版の社会史』、三修社、1992年、48頁を参照のこと。
- (28) *Sendtschreiben Auß den weitberhümpten Landschafftjen China/ Japon vñ India/ deß sechs vnnd achtzigisten/ vnnd sibem vnd achtzigisten Jahrs...*, Dillingen, 1589 (VD16 S 5728), Bl.A3b. Vgl. BM IV, Nr.1057.
- (29) *ACTA CONSISTORII PVBLICE EXHIBITI...*, Dillingen, 1585 (VD16 A 140). Vgl. BM IV, Nr.1620; AJK, Nr.34; A. Boscaro, *Sixteenth Century European Printed Works on the First Japanese Mission to Europe*, Leiden, 1973, no.6.また、同書については、蝶野立彦「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュラル』第11巻第1号、明治学院大学教養教育センター、2017年、97-110頁、特に注(38)も参照のこと。
- (30) *Historischer Bericht/ Was sich nechst verschine Jar 1577. 79. 80. vnnd 81. in beköhrung der gewaltigen Landschafft vnd Jnsel Jappon ... zügetragen. In etlichen ... Missiuen vnnd Sendtschreiben der ... Herrn von der Societet IESV/ auß ... Jnsel Jappon/ an ihren Generalen vnnd andere der Societet verwandten/ in Europam gethan/ ... verfasst...*, Dillingen, 1585 (VD16 H 3966). Vgl. BM IV, Nr.1627; AJK, Nr.192.
- (31) D. F. Lach, *Asia in the Making of Europe, Vol.1-2*, Chicago, 1965, pp.701-702; Boscaro, *op.cit.*, pp.186-188.
- (32) *Historischer Bericht*, Bl.A7b-A8a.マイヤーは、『歴史的報告』をアウクスブルク司教座聖堂参事会にも12部献呈し、その見返りとして8フロリンの謝礼金を受け取っている。Vgl. Bucher (Hg.), a. a. O., S.191.
- (33) *Historischer Bericht*, Bl.A3b-A4a.
- (34) *Ibid.*, Bl.A4a-A4b.
- (35) *Ibid.*, Bl.A5a-A5b.
- (36) *Ibid.*, Bl.A5b-A6a.
- (37) *Ibid.*, Bl.A6a-A6b.
- (38) *Ibid.*, Bl.A9b.
- (39) *Neue ... Beschreibüß/ der Jüngstabgesandten Japonischen Legation gantzen Raiß...*, Dillingen, 1587 (VD16 N 598). Vgl. BM IV, Nr.1684; AJK, Nr.1268; Boscaro, *op.cit.*, no.55. 同書の原著は、G. Gualtieri, *RELATIONI DELLA VENUTA DEGLI AMBASCIATORI GIAPONESI...*, Roma, 1586 (BM IV, Nr.1666; AJK, Nr.594; Boscaro, *op.cit.*, no.48)である。なお同書の日本語訳として、木下空太郎訳『日本遣歐使者記』、岩波書店、1933年がある。
- (40) 『ダニエル書補遺 スザンナ』44-64節。
- (41) *Neue ... Beschreibüß*, Bl.A3a. ルターがローマ教皇を批判する際に多用した「バビロンの悪女」の図像イメージについては、R.W. Scribner, *For the Sake of Simple Folk*, Oxford, 2000, pp.170-174を参照のこと。
- (42) *Neue ... Beschreibüß*, Bl.A3a-A3b.
- (43) *Ibid.*, Bl.A3b.
- (44) *Ibid.*, Bl.A7a.
- (45) *Ibid.*, Bl.A4a.
- (46) *Ibid.*, Bl.A2b.
- (47) *Ibid.*, Bl.A6b.
- (48) *Ibid.*, Bl.A6b-A7a.ヨーロッパにおける「天正遣欧使節」の位置づけと「東方三賢王の礼拝」との関連については、若桑みどり『クアトロ・ラガッツィ』、集英社、2003年、230-233頁も参照のこと。
- (49) *Jahrbrieff: Auß der gewaltigen vnnd weitberhümpten Jnsel vnnd Landschafft Japon/ an den ... Herrn General/ der Societet IESV/ den 20. Febr. Anno 88. geschriben*, Dillingen, 1590 (VD16 F 3080). Vgl. BM IV, Nr.1720; AJK, Nr.529.なお、松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集 第III期・第7巻』、同朋舎出版、1994年、157-242頁(有水博訳)に、ポルトガル語版『日本書翰集』(エーヴォラ版)に収録されている同一日付の年報の日本語訳が収められている。
- (50) *Jahrbrieff*, Bl.A3a-A3b.
- (51) *Ibid.*, Bl.74b.
- (52) スペイン領フィリピンを拠点とする諸修道会の日本での活動の始まりについては、岡本良知「日本耶蘇會とフィリッピンの諸修道會との論争」『キリシタン研究』第3輯、キリシタン文化研究会、1948年、225-319頁を参照のこと。
- (53) BM IV, Nr.1908 (VD16 R 1075) .
- (54) BM V, Nr.1157 (VD17 547:657774F) .
- (55) L. Pérez, *Apostolado y martirio del Beato Luis Sotelo en el Japón*, Madrid, 1924, p.245-249 (野間一正訳『ベアト・ルイス・ソテロ伝』、東海大学出版会、1968年、216-220頁); T. Uyttenbroeck, *Early Franciscans in Japan*, Himeji, 1959, pp.112-115 (石井健吾訳『十六～十七世紀の日本におけるフランシスコ会士たち』、中央出版社、1980年、312-320頁); 松田毅一『伊達政宗の遣欧使節』、新人物往来社、1987年、238-240頁。
- (56) ソテロ『報告』をめぐる議論については、Pérez, *op.cit.*, p.237-245 (野間訳、208-216頁)を参照せよ。

- 本稿では、ソテロ『報告』の真贋をめぐる議論には踏み込まない。
- (57) 修道院論争の展開の詳細については、H. Günter, *Das Restitutionsedikt von 1629*, Stuttgart, 1901, S.143-183; B. Duhr, *Geschichte der Jesuiten in den Ländern deutscher Zunge, Bd.2, 2. Teil*, Freiburg (Breisgau), 1913, S.157-180; R. Bireley, *Religion and Politics in the Age of the Counterreformation*, Chapel Hill, 1981, pp.133-150; W. Seibrich, *Gegenreformation als Restauration*, Münster, 1991, S.404-466を参照せよ。
- (58) BM V, Nr.1492; G. Dünnhaupt, *Personalbibliographien zu den Drucken des Barock*, Bd.5, Stuttgart, 1991, S.3776; H. Altmann, Art. „Schoppe, Kaspar“, in: *Biographisch-bibliographisches Kirchenlexikon*, Bd.18, Herzberg, 2001, S.1261-1297, bes. S.1281; K. Jaitner, Einleitung, in: ders. (Hg.), *Kaspar Schoppe. Autobiographische Texte und Briefe, Bd.1, Teilband 1*, München, 2004, S.1-229, bes. S.144.
- (59) Jaitner, a. a. O., S.12-13.
- (60) *Ibid.*, S.17-29. Vgl. F.-R. Hausmann, Kaspar Schoppe, Joseph Justus Scaliger und die Carmina Priapea, in: K. Elm/ E. Gönner/ E. Hillenbrand (Hg.), *Landesgeschichte und Geistesgeschichte*, Stuttgart, 1977, S.382-395; Altmann, a. a. O., S.1262-1263.
- (61) Jaitner, a. a. O., S.31-34, 55; Altmann, a. a. O., S.1265, 1269-1276.
- (62) K. Schoppe, *CLASSICVM BELLI SACRI...*, s.l., 1619 (VD17 23:288139R). Vgl. Jaitner, a. a. O., S.64-65.
- (63) Bireley, *op.cit.*, pp.147-148; Jaitner, a. a. O., S.132-133; Altmann, a. a. O., S.1276-1278. Vgl. M. Ritter, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation und des DreiBigjährigen Krieges*, Bd.3, Stuttgart/ Berlin, 1908, S.435-436. ショッペによるイエズス会士たちへの批判がヤンセン主義者(ジャンセニスト)や啓蒙主義者に与えた影響について、Bireley, *op.cit.*, p.148; Jaitner, a. a. O., S.133; Altmann, a. a. O., S.1281も参照のこと。
- (64) 『アウクスブルクの宗教平和』の第7条及び第9条の解釈をめぐるプロテスタントとカトリックの対立点について、永田諒一『ドイツ近世の社会と教会』, ミネルヴァ書房, 2000年, 142-144頁を参照せよ。
- (65) C.V. Wedgwood, *The Thirty Years War*, Harmondsworth, 1957, p.215 (瀬原義生訳『ドイツ三十年戦争』, 刀水書房, 2003年, 260頁); M. Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen, 2001, S.145-150; G. Schormann, Der DreiBigjährige Krieg, in: *Handbuch der deutschen Geschichte, Bd.10*, Stuttgart, 2001, S.205-279, bes. S.238-242.
- (66) Duhr, a. a. O., S.157; Bireley, *op.cit.*, p.133.
- (67) Bireley, *op.cit.*, pp.134-137, 143-144.
- (68) P. Laymann, *JVSTA DEFENSIO...*, Dillingen, 1631, APPENDIX, Bl.a1a (p.1). Vgl. Duhr, a. a. O., S.163; Bireley, *op.cit.*, p.138.
- (69) Duhr, a. a. O., S.167; Bireley, *op.cit.*, p.141, 146; W.V. Bangert, *A History of the Society of Jesus*, St. Louis, 1986, p.220 (上智大学中世思想研究所監修, 岡安喜代/村井則夫訳『イエズス会の歴史』, 原書房, 2004年, 270-271頁); Heckel, a. a. O., S.148.
- (70) Duhr, a. a. O., S.160; Bireley, *op.cit.*, p.135, 147.
- (71) Laymann, *op.cit.*, Bl.Q1b (p.122). ライマンはこの箇所では、カニシウス、アダム・コンツェン、ゲオルク・シェーラー、イエレミアス・ドレクセルなどのイエズス会士の名前を挙げている。Vgl. Günter, a. a. O., S.181; Bireley, *op.cit.*, p.147.
- (72) 1632年にショッペは、*ACTIO PERDVELLIONIS IN IESUITAS...*, s.l., 1632や*FLAGELLUM JESUITICUM...*, s.l., 1632 (VD17 12:000397Y)などの印刷物を匿名で出版している。Vgl. Dünnhaupt, a. a. O., S.3773-3775; Altmann, a. a. O., S.1279.
- (73) K. Jaitner (Hg.), *Kaspar Schoppe. Autobiographische Texte und Briefe, Bd.2, Teilband 3*, München, 2012, S.1811-1813 (Nr.1072), bes. S.1812. Vgl. Jaitner, a. a. O., S.134.
- (74) 『ヨハネの黙示録』13章16-17節。
- (75) Jaitner (Hg.), a. a. O., S.1816-1820 (Nr.1075), bes. S.1816-1819. Vgl. Jaitner, a. a. O., S.138-139.
- (76) 『詩編』69編30-32節。但し、ショッペが文中に記載している編・節番号は、Vulgata聖書で用いられている編・節番号である。
- (77) K. Jaitner (Hg.), *Kaspar Schoppe. Autobiographische Texte und Briefe, Bd.2, Teilband 4*, München, 2012, S.1885-1892 (Nr.1108), bes. S.1886-1887. Vgl. Jaitner, a. a. O., S.143-144; K. Jaitner, Der Späthumanist Kaspar Schoppe (1576-1649) und die Benediktiner, in: *Studien und Mitteilungen zur Geschichte des Benediktiner-Ordens und seiner Zweige*, Bd.111 (2000), S.411-448.
- (78) Jaitner (Hg.), a. a. O., S.1914-1916 (Nr.1118), bes. S.1915.
- (79) *FR. LVDOVICI SOTELI MINORITAE Regii ad Apostolicam sedem Legati & Regni Oxensis Apostoli ac designati Martyris AD VRBANVM VIII. PONT. MAX. De Ecclesiae Iaponicae statu Relatio*, s.l., 1634. Vgl. BM V, Nr.1492; AJK, Nr.1429.

- 印刷物に出版地は記載されていないが、フランクフルト・アム・マインで印刷されたと推定される。この印刷物には、ソテロの報告文とともに、ユニベルス・デ・アンコナ（ショッペの偽名）の手になる「イエズス会の教育に関する所見（Consultatio）」が収録されている。なお、ソテロの報告文の原文は、Pérez, *op.cit.*, p.295-315に収録されている。
- (80) 蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制』, 彩流社, 2014年, 55-64頁を参照のこと。
- (81) 報告文の末尾には、「オリジナルの文章にごく僅かな修正を施した」とのショッペの但し書きが付されている。FR. LVDOVICI SOTELI ... *Relatio*, Bl. D1b (p.26).
- (82) *Ibid.*, Bl.A2a-B1b (p.3-10).
- (83) *Ibid.*, Bl.B1b-D1b (p.10-26).
- (84) ソテロの報告文の前半部分の一部は、Pérez, *op.cit.* (野間訳) の第8-10章, フーベルト・チースリク「キリシタン時代における司教問題」『キリシタン研究』第9輯, キリシタン文化研究会, 1964年, 366-473頁, 特に443頁及び445-447頁で紹介されている。
- (85) FR. LVDOVICI SOTELI ... *Relatio*, Bl.B2a (p.11).
- (86) *Ibid.*, Bl.B3a (p.13).
- (87) *Ibid.*, Bl.B3b (p.14).
- (88) Wedgwood, *op.cit.*, pp.215-219(瀬原訳, 260-265頁); E. W. Zeeden, *Das Zeitalter der Glaubenskämpfe*, München, 1999, S.93; Heckel, a. a. O., S.150; R. Bireley, *The Jesuits and the Thirty Years War*, Cambridge, 2003, pp.100-128.